

# パラレルレポート

障害者権利条約第1回日本政府報告

第24条（教育）に対する意見

2019

公 教 育 計 画 学 会

障害児を普通学校へ・全国連絡会

## 目次

1. 団体紹介	3
2. 要約	4
3. 勧告案と障害者権利条約第24条をめぐる日本の現状	5
1 日本政府は障害者権利条約を遵守し、インクルーシブ教育を推進すること	5
2 すべての子どもが安心して学べるよう、学校を改革すること	8
3 障害のある子どもの普通学級への就学を拒否しないこと	12
4 合理的配慮を保障すること	13
5 障害の早期発見・早期支援を、インクルージョンを促進するものにする	15
6 障害者権利条約や人権モデルの教育を行うこと	16
4. 事前質問事項(案)	17
5. 勧告(案) (再掲)	18

# 1 団体紹介

このパラレルレポートは、公教育計画学会と、障害児を普通学校へ・全国連絡会の二つの団体で作成したものである。

公教育計画学会は、公教育の在り方に関する理論研究と政策提言を行っている日本の学術団体である。本学会は、研究者や学校関係者、教育に関心がある者により構成され、インクルーシブ教育を日本に実現させるための研究を推進している。大学、障害者団体、CIL等に所属している障害当事者も会員として活躍している。

障害児を普通学校へ・全国連絡会は、1981年に“障害児が普通学校に行けるように”を共通の願いとして、障害当事者や保護者、教員などにより結成された。会報を全国に発行し、共に学ぶための相談を受け付け、分離教育をすすめる文部科学省や教育委員会に対し、提言や要請を行っている市民団体である。

本パラレルレポート作成にあたっては、両団体から障害のある会員が委員として参画し、報告書に意見を反映させたのはもちろんのこと、英語翻訳及び資料の情報アクセスビリティ担当としても重要な役割を担った。

---

## 公教育計画学会

事務局：〒330-0044 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎4-23-15  
info.spep@gmail.com  
<http://koukyouiku.jp/>

## 障害児を普通学校へ・全国連絡会

事務所：〒157-0062 東京都世田谷区南烏山6-8-7 楽多ビル3F  
Tel：03-5313-7832 Fax：03-5313-8052  
info@zenkokuren.com  
<http://zenkokuren.com/index.html>

本レポートに対する質問等は以下までご連絡ください。

一木 玲子 [ichiki.reiko.2017@gmail.com](mailto:ichiki.reiko.2017@gmail.com)

福地 健太郎 [rsc97182@nifty.com](mailto:rsc97182@nifty.com)

## 2 要約

日本政府は、障害者権利条約批准を契機として、障害のある子どもが原則として特別支援学校に就学する制度を改めた。しかし、普通学級で障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育に制度転換されず、特別支援学校、特別支援学級や通級指導という分けられた場でしか個別支援が受けられない従来の特別支援教育制度を踏襲するものであった。

普通学級で障害のある子どもが学ぶための制度が整備されていないだけでなく、学校教育全体が競争的な環境であるため障害児が排除されやすく、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室という分けられた場の在籍者数は急激に増加している。

障害者差別解消法が2016年に施行されたにもかかわらず、障害児の普通学級への在籍を拒否されたり、在籍を希望してもなかなか許可されずあきらめさせられたり、合理的配慮が提供されないことから保護者が付き添いを強制させられたり費用負担をさせられている。また、就学前療育機関もインクルージョンを目指しておらず、教員養成や教員研修でも障害者権利条約の理念等が教えられていないため日本のインクルーシブ教育は進んでいない。法律や制度の抜本的な改革が必要である。

本レポートでは、第3章で我々が求める勧告案と障害者権利条約第24条をめぐる日本の状況について述べた。そして、第4章で2019年9月に開催されるプレセッションにおける障害者権利委員会から日本政府に出される質問事項を9項目提案し、第5章では2020年（予定）の障害者権利委員会と日本政府の本セッション（建設的対話）後に障害者権利委員会が作成する総括所見の勧告案を再掲した。

勧告案は6項目15本提案しているが、それらをまとめると以下のようになる。

まずは「総論」として、日本政府はインクルーシブ教育の定義を障害者権利条約に基づいて正しく理解しインクルーシブ教育を推進すること等、二つ目は「差別の禁止」として、障害のある子どもの普通学級への就学及び在籍を制限・拒否しないこと、合理的配慮を保障すること等を、そして、第三項目は「具体的な法制度改革案」として、障害のある子どもの学籍を原則普通学級にすること、普通学級に在籍する障害のある子ども数を増加させるための数値計画を策定すること、少人数学級制度を確立し複数の教員を普通学級に配置できるようにすること、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学をバリアフリー新法の対象にするなどの法制度改革や、行政から独立した第三者による異議申し立て機関を法制度の創設など9点を提案した。

### 3 勧告案と障害者権利条約第24条をめぐる日本の現状

#### 1 日本政府は障害者権利条約を遵守し、インクルーシブ教育を推進すること

##### 【求める勧告案】

- 1) 日本政府は、インクルーシブ教育の定義を障害者権利条約に基づいて正しく理解し、障害児の教育に関わる全ての法律と制度を、インクルーシブ教育を推進するものに改正すること。
- 2) インクルーシブ教育を進めるために、普通学級に在籍する障害のある子ども数を増加させるための数値計画を策定すること。

##### 【現状】

文部科学省は、障害者権利条約批准に際し、障害児は特別支援学校に就学するとして従来の分離教育制度を取りやめると宣言した。この点は画期的であった。

しかし、文部科学省が進める政策は、「インクルーシブ教育」という言葉を使っているが、障害者権利条約一般的意見4号の paragraph 11 に反するものであり、障害者権利条約の趣旨を損ね意図的に誤訳し、「個別支援」のみを強調して分離教育を推進している。

条約に書かれている「一般教育制度」には特別支援学校が含まれていると解釈し(①)、「インクルーシブ教育システム構築のために、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を用意することが必要」(②)とした。障害のある子どもの就学先の判定には、相変わらず医学モデルの障害定義が用いられ(③)、普通学級への就学を本人や保護者が希望してもかなわない場合が多い。

少子化のために小・中・高等学校に在籍する児童生徒数は減少しているのに、特別支援学校と特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加している。2007年から2017年の10年間の違いを比較すると、小・中・高等学校の児童生徒は14,153,987人から13,062,239人で約109万人減少しているのに対して、特別支援学校の児童生徒数は108,173人が141,944人と37,771人増加し約1.3倍増加している(④)。同様に特別支援学級の児童生徒数は、113,377人から235,487人と2倍以上増加している(⑤)。

##### 【①～⑤の参考資料】

- ① 文部科学省の、General Education System (教育制度一般) の解釈

「条約第 24 条に規定する『general education system（教育制度一般）』の内容については、各国の教育行政により提供される公教育であること、また、特別支援学校等での教育も含まれるとの認識が条約の交渉過程において共有されていると理解している。したがって、『general education system』には特別支援学校が含まれると解される。」

（出典：文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）』2012、「参考資料3：general education system（教育制度一般）の解釈について」より全文）

## ② 文部科学省による「インクルーシブ教育システム」の定義

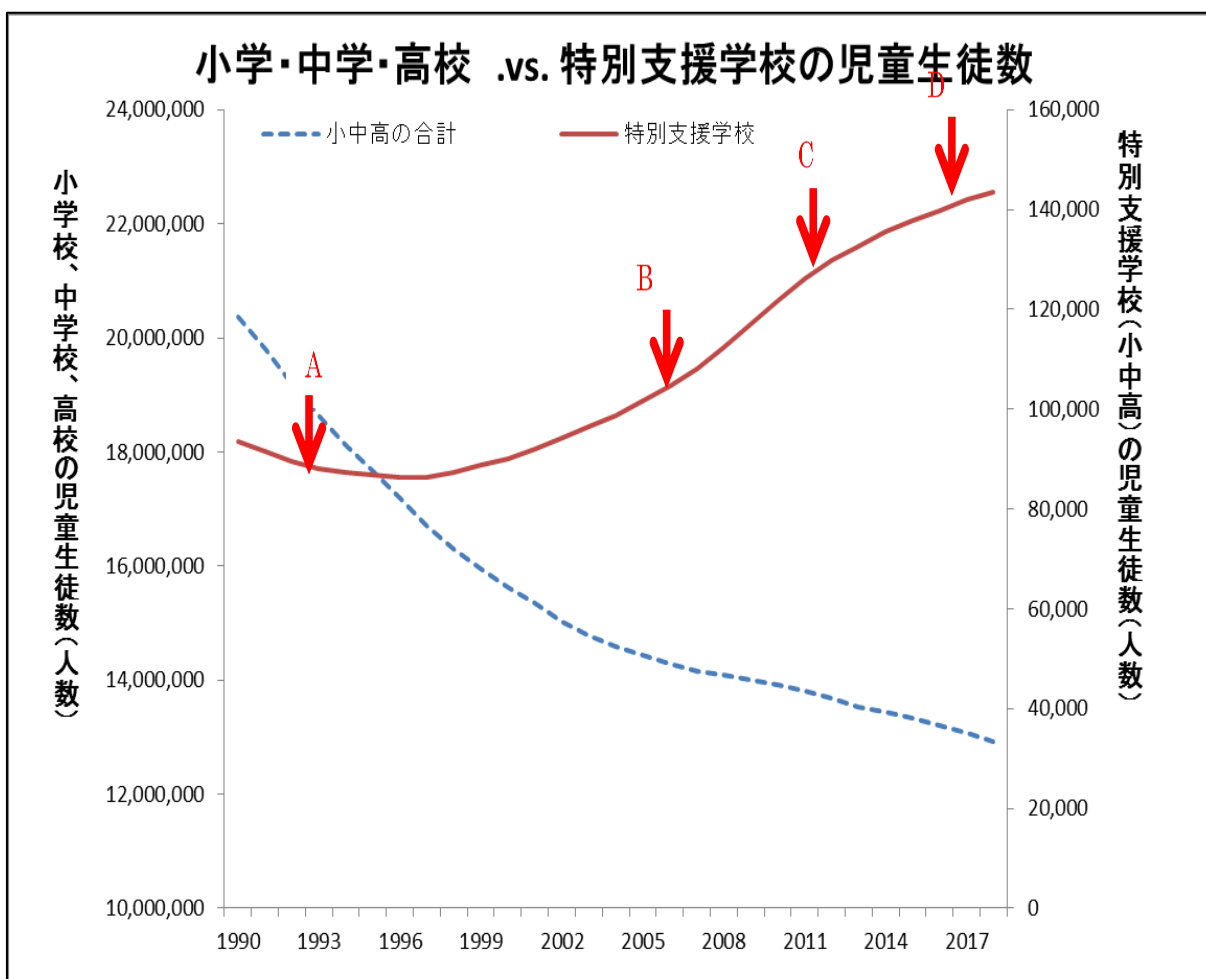
「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。」

（出典：文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）』2012）

## ③ 「特別支援学校に就学する障害の程度」（学校教育法施行令 22 条の3別表）

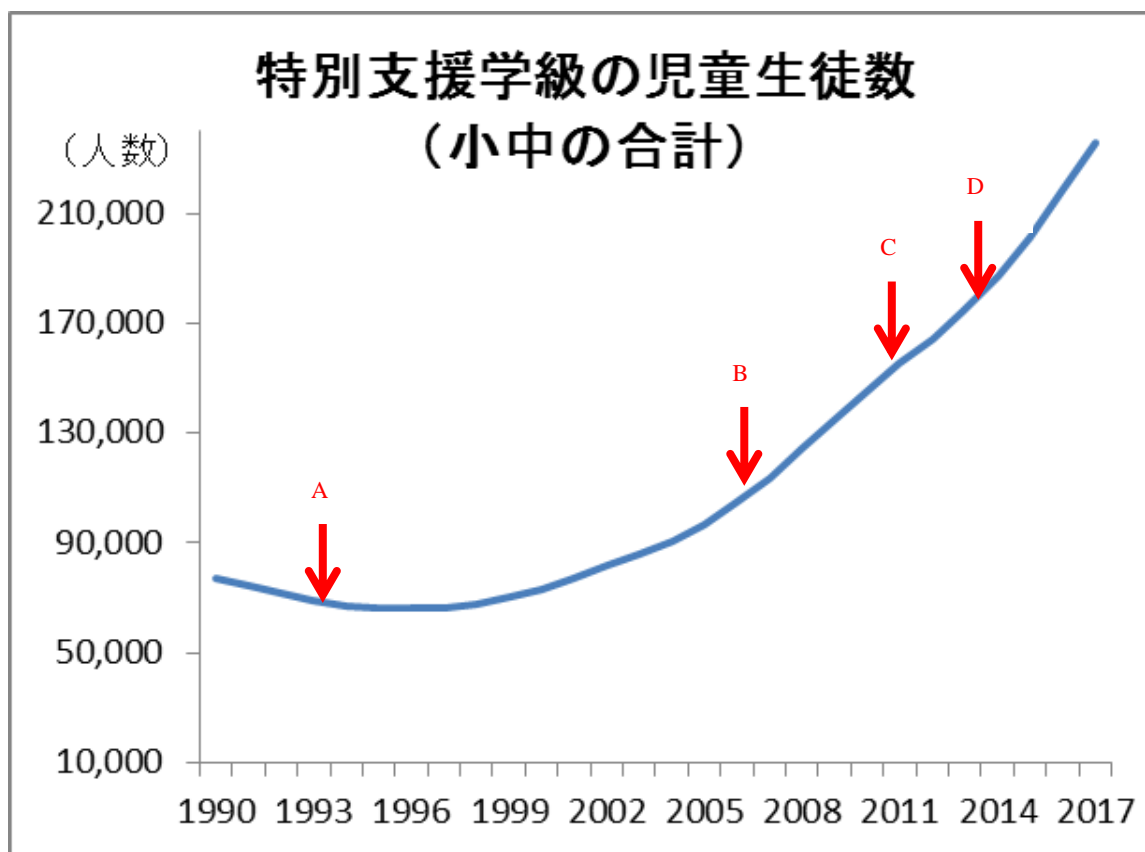
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむ 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの</li> <li>二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</li> </ul>
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</li> <li>二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</li> </ul>
病弱者	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</li> <li>二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</li> </ul>

- ④ グラフ及び表：特別支援学校の在籍者数と小・中・高等学校在籍者数の比較  
 (出典：文部科学省平成 29 年度学校基本調査より作成)



年	小・中・高校 の児童生徒数	特別支援学校 (小・中・高) の児童生徒数	
1993	18,629,490	88,041	A 通級制度開始
1998	16,302,522	87,445	
2003	14,785,056	96,473	
2007	14,153,987	108,173	B 特別支援教育制度開始/全国学力テスト開始
2012	13,672,891	129,994	C 文科省中教審答申「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」
2014	13,438,359	135,617	D 障害者権利条約日本政府批准
2017	13,062,239	141,944	

- ⑤ グラフ及び表：特別支援学級の児童生徒数（小学校・中学校の合計）  
 （出典：文部科学省平成 29 年度特別支援教育資料より作成）



年	特別支援学級の児童生徒数	
1993	69,250	A 通級制度開始
1998	67,974	
2003	85,933	
2007	113,377	B 特別支援教育制度開始/全国学カテスト開始
2012	164,428	C 文科省中教審答申「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」
2014	187,100	D 障害者権利条約日本政府批准
2017	235,487	



## 2. すべての子どもが安心して学べるよう、学校を改革すること

### 【求める勧告案】

- 1) 日本政府は、すべての子どもの多様性を受け入れるインクルーシブ教育を推進できるよう、学校を改革すること。
- 2) 少人数学級制度を確立し、障害児のある児童生徒が普通学級に在籍する場合に複数の教員が配置できるよう、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(教職員定数法)を改正すること。

### 【現状】

子どもの権利委員会から、4回の総括所見全てにおいて、日本の学校教育は「極端に競争的な教育制度」と指摘され、学校及び教育制度を見直すよう勧告されている(⑥)が、文部科学省はなんら対策を行っていない。

不登校の子どもやいじめの発生数は増加しており、障害のある児童生徒が、一定の時間教室を離れて教員と学習をする通級による指導に取り出されることが急増している。

例えば、2007年から2017年の10年間を見ると、不登校の小学校児童は23,927人から35,032人に、中学校生徒は105,328人から108,999人に増加しており

(⑦)、同様に、いじめの件数は、小学校では48,896件から317,121件、中学校では43,505件から80,424件に増加している(⑧)。通級による指導により取り出されている子どもも、小学校では2007年43,078人から2017年には96,996人に、中学校では2007年2,162人が2017年には11,950人と急増している(⑨)。

さらに、教職員定数法では、一学級の児童生徒数40人に教員一人が配置される。障害のある子どもが普通学級で質の高い教育を受けるためには、少人数学級制度を実現し、教職員定数法を改正して障害児が普通学級に在籍した場合、教員が複数配置されることが喫緊の課題である。

### 【⑥～⑨の参考資料】

#### ⑥ 子どもの権利条約における4回の勧告

##### ・第1回総括所見(1998)

「競争の激しい教育制度が日本政府に存在すること、ならびにその結果として子どもの身体的および精神的健康に悪影響が生じていることを踏まえ、委員会は、日本政府に対し、条約第3条、第6条、第12条、第29条および第31条に照らして、過度のストレスおよび学校忌避を防止しかつそれと闘うために適切な措置をとるよう勧告する。」

##### ・第2回総括所見(2004)

「委員会は以下の点について懸念するものである。

a. 教育制度の過度に競争的な性質によって、子どもの身体的および精神的健康に悪影響が生じ、か

「子どもが最大限可能なまで発達することが阻害されていること。」

・第3回総括所見（2010）

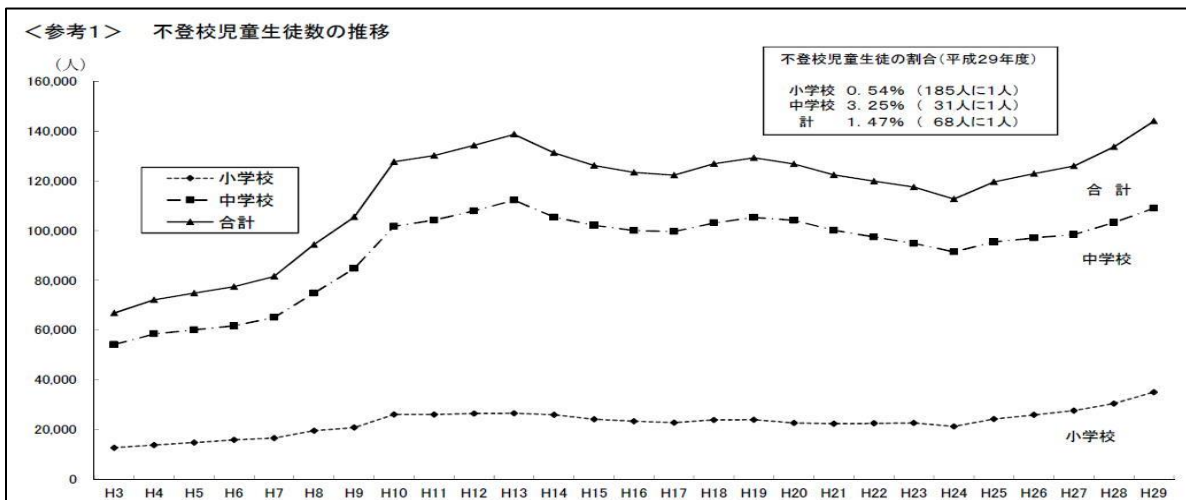
「委員会は、日本の学校制度によって学業面で例外的なほど優秀な成果が達成されてきたことを認めるが、学校および大学への入学を求めて競争する子どもの人数が減少しているにも関わらず過度の競争に関する苦情の声があがり続けていることに、懸念とともに留意する。委員会はまた、このような高度に競争的な学校環境が就学年齢層の子どものいじめ、精神障がい、不登校、中途退学および自殺を助長している可能性があることも、懸念する。」

・第4回総括所見（2019）

「ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含む）から子どもを解放するための措置を強化すること。」

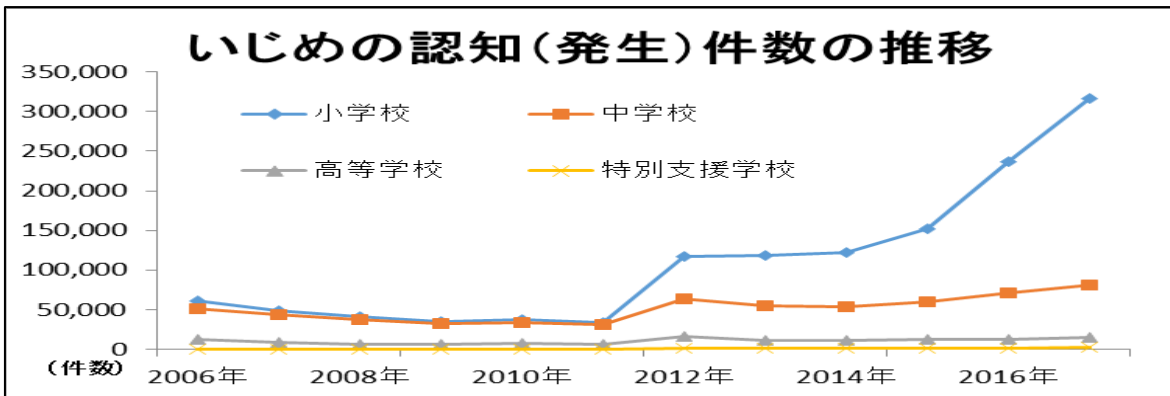
⑦ グラフ：不登校児童生徒数の推移

（出典：文部科学省「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」）

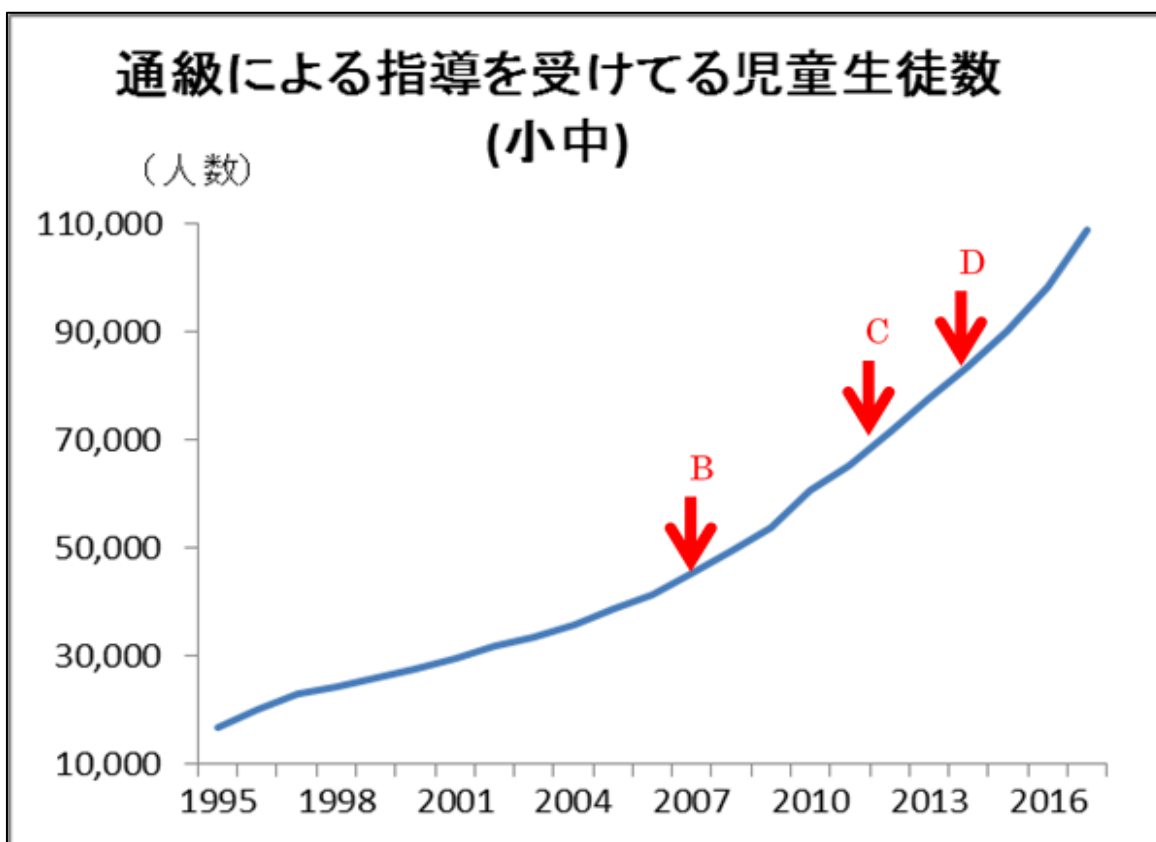


⑧ グラフ：いじめの認知（発生）件数の推移（2006年～2017年）

（出典：文部科学省「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」から作成）



◎グラフ及び表：通級指導教室で指導を受けている児童生徒数（小・中学校）  
 （出典：「平成 29 年度特別支援教育資料集計編」から作成）



年	通級指導による指導を受けている児童生徒数	
1993	—	通級制度開始
1998	24,342	
2003	33,652	
2007	45,240	B 特別支援教育制度開始/全国学カテスト開始
2012	71,519	C 文科省中教審答申「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」
2014	83,750	D 障害者権利条約日本政府批准
2017	108,946	

### 3 障害のある子どもの普通学級への就学を拒否しないこと

#### 【求める勧告案】

- 1) 日本政府は、学校の体制や予算、安全などを理由として、障害のある子どもの普通学級への就学及び在籍を制限・拒否しないこと。
- 2) 障害のある子どもの学籍を、原則普通学級にするよう法を改正すること。法改正までは、本人・保護者の意向に従って就学先を決定すること。
- 3) 高等学校、大学の入学試験や進級時の評価において合理的配慮を保障すること。将来的には、選抜入試制度を廃止し、希望者全員入学の制度に改めること。

#### 【現状】

小学校の就学先の決定において、障害児は原則特別支援学校に行く従来の仕組みが改正されたことは評価できるが、本人・保護者が地域の学校を希望しても、市町村教育委員会や学校から拒否されたり、条件をつけられたりして、地域の学校に就学しにくい状況が横行している。

例えば、2018年に神奈川県で、障害のある子どもの就学先として普通学級を希望していたが特別支援学校と判定され、保護者が教育委員会に対して取り消しを求めて提訴している<sup>(10)</sup>。また、同じ年に、障害のある子どもの普通学級への就学を希望したが、教育委員会から特別支援学校を勧められ、何度も説得された。入学直前ようやく普通学級就学の許可がおりたが、入学後の学校生活は保障できないという文書が届いているという事例がある<sup>(11)</sup>。

高等学校においても、入学試験の合理的配慮が保障されなかったり<sup>(12)</sup>、入学試験を受けても、障害を理由に不合格にされた生徒もおり<sup>(13)</sup>、高等学校への進学を希望しても拒否される状況がある。特に、入学試験は記憶に偏重した筆記試験が中心であるため、知的障害者は実質的に入学できない状況である。

#### 【<sup>(10)~(13)</sup>の参考資料】

- <sup>(10)</sup> 地域の学校に就学を拒否され裁判を起こした例（神奈川県、2018）

医療的ケアを必要とする男児と保護者は、地域の小学校への就学を強く希望していたが、特別支援学校へ就学先を指定された。本人と保護者は、2018年7月に地方裁判所に提訴。現在係争中。

- <sup>(11)</sup> 普通学級への就学を希望してもなかなか許可されない事例（東京都、2018）

障害のある子どもの保護者が普通学級入学希望を伝えると、教育委員会から何回も呼び出され、特別支援学校への就学を勧められた。期日を過ぎても就学通知が届かず、保護者と障害児を普通学校へ・全国連絡会が教育委員会に抗議して入学まで一か月を切った時期ようやく届いた上、就学後の

学校生活は保障できないという文書が届き、非常に不安をもったまま、普通学級に入学した。

⑫高等学校受験における合理的配慮の不提供の事例（沖縄県、2018）

2018年3月、知的障害の生徒が沖縄県立高等学校を受験した。意思疎通支援者の配置など試験時の合理的配慮を要請したが認められず、不合格となった。次回の受験を目指して在宅生活を送っている。

⑬障害を理由に高等学校を不合格とされた事例（兵庫県 2018、千葉県 2013～）

2018年の高等学校入学試験において、募集人員より受験者数が少ないにもかかわらず、障害のある生徒が不合格（定員内不合格）となった。兵庫県で定員内不合格となったのはこの生徒一人である。学校は、総合的な判断の結果で可否を決定したと述べている。（兵庫県）

また、障害のある生徒が2013年から7年間高等学校を受験し続けているが、全て不合格となっている。そのほとんどが、受験者数が募集人員よりも下回っている定員割れの学校である。理由としては、総合的な判断の結果であると学校は述べている。（千葉県）

#### 4 合理的配慮を保障すること

##### 【求める勧告案】

- 1) 日本政府は、障害のある子どもが学校生活を送るための合理的配慮に必要な予算を確保すること。
- 2) 障害のある子どもの保護者に学校での付き添いやその費用の負担をなくすること。
- 3) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）を改正し、法的義務の対象施設に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学を入れること。
- 4) 行政から独立した第三者による異議申し立て機関を創設すること。

##### 【現状】

2016年に障害者差別解消法が施行されたことは評価する。しかし、合理的配慮の提供が実質的になされておらず、合理的配慮の予算措置が十分に行われていない。

2015年に文部科学省が学校生活に付き添っている障害のある児童生徒の保護者の実態調査をし、全国の公立小・中学校で、1,897人が日常的に学校生活に付き添っているという結果を出した。保護者等が医療的ケアを行っている388件のうち84%は看護師が配置されていない又は常駐ではないという理由で付き添っている<sup>(14)</sup>。この後、文部科学省が看護師配置のための予算措置をしたことは評価するが、実態としては、看護

師配置予算がない、支援員が足りないなどとされて、保護者の付き添いはなくなっていない。

2018年には、地域の学校に通う障害児童の保護者が、学校で使う障害補助機器や登下校時の付き添いを強いられたため、慰謝料等を求める裁判を起こしている(⑮)。また、2015年に中学校に通っていた生徒の母親は、修学旅行に付き添いを強制され、費用を負担させられた(⑯)。

また、ストレッチャーを使用している児童が地域の学校のエレベーター設置を要求しているが、長年設置されないため、保護者が学校に付き添って階段の移動を手伝っている(⑰)。

公共の建物のバリアフリー整備義務を課しているバリアフリー新法は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学が法的義務の対象となっていない。このように、障害児者を取り巻く法律全体がインクルーシブなものになっていないため、見直しを行う必要がある。

#### 【⑭～⑰の参考資料】

#### ⑭ 公立小中学校における保護者等の付添いに関する実態調査

- ・調査対象 全国の公立小・中学校、
- ・調査項目 学校生活における保護者等の付添い件数
- ・結果

日常的に校舎内において障害のある児童生徒に付き添っている保護者等の人数は1,897人。

このうち、保護者等が医療的ケアを行っている割合は20%(388件)。388件のうち84%(326件)は、看護師が学校にいない又は常駐ではないことによる付添い。

1,897人のうち、医療的ケアを伴わない付添いは80%(1,509件)。保護者等が、日常生活上の介助(34%)、学習支援(22%)、健康・安全確保(20%)等を行っている。

(出典：文部科学省「障害のある児童生徒の学校生活における保護者の付添いに関する実態調査の結果」より抜粋要約)

#### ⑮ 付き添いを要求されて提訴した事例(愛知県、2018年)

たん吸引が必要な愛知県の公立小学校に通う男児とその両親が、吸引器の購入や登下校時の付き添いを強いられたために経済的、精神的負担を被ったとして、慰謝料など計330万円を求める訴訟を名古屋地裁に起こした。

男児は気管を切開。気道を確保するチューブを挿入して生活している。たんを吸引して窒息しないようにする必要があり、学校にいる時間帯も校内でたんを取っている。

自治体は「保護者が医療的ケアを実施するための器具など(の費用)を負担し、持参できない時はケアを依頼しない」と定め、両親らは「ほかの児童生徒にはない条件を課し、障害を理由にする不当な差別的扱いだ」と主張。障害者への配慮を自治体に義務付けた障害者差別解消法にも違反していると訴えている。(出典：中日新聞(2018年9月13日)より抜粋要約)

⑯ 付き添いを強要され必要な費用を負担させられた事例（大阪府、2015年）

人工呼吸器使用、喀痰吸引等の医療的ケアが必要、ストレッチャーまたはベッドの上で生活している生徒は、2015年に実施された2泊3日の修学旅行参加。他の生徒たちと看護師・介助員は観光バスで移動したが、本人は母親と共に別の車で移動となった。リフトバスで生徒たちと一緒に移動することを要求したが、介護タクシーを市教育委員会が用意し、別行動を強いられた。ホテルでも、他の生徒と離され母親と本人の部屋で宿泊。母親の宿泊費などは個人負担であった。

⑰ 小学校にエレベーターが設置されないため要望書を提出した事例（岡山市、2018年）

「脊髄性筋萎縮という筋力が低下する難病のため、ストレッチャーで豊小（岡山市東区）に通う3年大森泰地君の両親らが25日、学校にエレベーターの設置を求める要望書を支援者ら651人分の署名とともに市へ提出した。

大森君は1階の教室から2、3階の図書室や理科室に移動する際、付き添いの母親美代子さんや教職員ら4人にストレッチャーを抱えてもらい、階段を上り下りしている。要望書では階段利用は転倒などの危険性があり教職員の負担も重いと指摘。市教委によると、エレベーターは新築や増改築の際に設置する方針で、豊小はその予定がない。那須副市長は、「多額の費用がかかることも踏まえて必要性を検討したい」と答えた。」（出典：山陽新聞（2018年12月26日）より抜粋要約）

## 5 障害の早期発見・早期支援を、インクルージョンを促進するものにする

### 【求める勧告案】

- 1) 早期発見・早期支援はインクルージョンの方向性を持ち、就学前の保育や教育はインクルーシブな環境で行うこと。
- 2) 教育委員会は、就学相談において障害のある子どもが普通学級で学ぶことができるという情報を保護者に積極的に提供すること。

### 【現状】

乳幼児健康診断と就学前療育施設で障害の早期発見・早期支援が行われているが、多くはインクルージョンを目指しておらず、特別支援学校ばかりを勧める傾向がある（⑱）。小学校就学前に行われる就学相談で、教育委員会から地域の普通学級で共に学べることを保護者に伝えていない状況がある。（⑲）。

### 【⑱～⑲の参考資料】

⑱療育施設と教育委員会から特別支援学校を勧められた事例（東京都、2018年）

「子どもは乳幼児の頃から通院し、療育施設に通っていました。就学を控え、区内の療育施

設に通う保護者を対象に区の就学説明会がありました。そこでは、支援学校や支援学級の素晴らしさばかりが話されました。普通学級へ行けることも知りませんでした。マインドコントロールされたような感じでした。」（筋ジストロフィー男児の母親談）

#### ⑱療育施設職員の関与で地域の小学校入学を諦めさせられた事例（大阪府、2017年）

療育園に通っていた時に、保育園へ通園を希望したが、療育園に反対された。それを押し切って保育園に移り、小学校入学に際して地域の学校を希望したが、療育園職員から執拗に反対され、特別支援学校に就学せざるを得なかった。特別支援学校1年生の途中で支援者とともに市教育委員会を訪れ、2年生から小学校に転校できることになった。

## 6 障害者権利条約や人権モデルの教育を行うこと

### 【求める勧告案】

- 1) 現行の教員研修や教員養成課程の内容を見直し、障害のある子どもの保育、教育、福祉に関係するすべての者に、障害者権利条約や人権モデルに関する知識を習得させ、インクルーシブ教育を推進し実践できるよう教育を行うこと。
- 2) すべての子どもが、インクルーシブ教育に関する人権教育を受けること。

### 【現状】

文部科学省や自治体が発行している教職員の研修や、大学での教員養成課程では、インクルーシブ教育について教えられていないか、教えられていたとしても医学モデルに偏った内容である。保育者、行政関係者、福祉職など障害のある子どもの教育に関わるものに対しても同様で、障害者権利条約のインクルーシブ教育の考え方や人権モデルが関係者に教えられていない（⑳）。

### 【⑳の参考資料】

#### ⑳ 教員養成カリキュラムの特別支援教育講義の一般目標

1. 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。
2. 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する。

（出典：文部科学省教職課程コアカリキュラム対応表「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」より抜粋）

以上



## 4 事前質問事項（案）

私たちは、障害者権利委員会が日本政府に対して、事前質問事項として以下の質問をするよう提案します。

- 1 日本には、すべての子どもが普通学級で学ぶインクルーシブ教育を推進する法律がありますか？
- 2 日本には、普通学級に在籍する児童生徒が増加するための数値計画はありますか？なければ今後計画を作る予定はありますか？
- 3 日本には、障害のある児童生徒が普通学級に在籍した場合に、教員が複数配置される法律がありますか？
- 4 障害のある子どもの保護者に対して、障害のある子どもは普通学級に就学できることや普通学級で学ぶための制度などの情報を、積極的に伝えるよう教育委員会に指導していますか？
- 5 障害のある子どもの療育・保育・教育に携わるすべての教職員等に、障害者権利条約に書かれているすべての子どもが普通学級で学ぶインクルーシブ教育について教えていますか？
- 6 小・中・高等学校の生徒にインクルーシブ教育に関する人権教育を行っていますか？
- 7 高等学校や大学に知的障害児者が入学できるよう、入学試験の制度改革を行っていますか？
- 8 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学のバリアフリー化を効果的に実施するための国の法律はありますか？
- 9 障害のある子どもの保護者や本人が相談できる、独立した第三者の異議申し立て機関はありますか？

以上

## 5 勧告案（再掲）

私たちは、障害者権利委員会が日本政府に出す総括所見において、以下のような勧告を出すよう提案します。

### 1 日本政府は障害者権利条約を遵守し、インクルーシブ教育を推進すること。

1) 日本政府は、インクルーシブ教育の定義を障害者権利条約に基づいて正しく理解し、障害児の教育に関わる全ての法律と制度を、インクルーシブ教育を推進するものに改正すること。

2) インクルーシブ教育を進めるために、普通学級に在籍する障害のある子ども数を増加させるための数値計画を策定すること。

### 2 すべての子どもが安心して学べるよう、学校を改革すること。

1) 日本政府は、すべての子どもの多様性を受け入れるインクルーシブ教育を推進できるよう、学校を改革すること。

2) 少人数学級制度を確立し、障害のある児童生徒が普通学級に在籍する場合に複数の教員が配置できるよう、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（教職員定数法）を改正すること。

### 3 障害のある子どもの普通学級への就学を拒否しないこと。

1) 日本政府は、学校の体制や予算、安全などを理由として、障害のある子どもの普通学級への就学及び在籍を制限・拒否しないこと。

2) 障害のある子どもの学籍を、原則普通学級にするよう法を改正すること。法改正までは、本人・保護者の意向に従って就学先を決定すること。

3) 高等学校、大学の入学試験や進級時の評価において合理的配慮を保障すること。将来的には、選抜入試制度を廃止し、希望者全員入学の制度に改めること。

### 4 合理的配慮を保障すること。

1) 日本政府は、障害のある子どもが学校生活を送るための合理的配慮に必要な予算を確保すること。

2) 障害のある子どもの保護者への学校での付き添いやその費用の負担をなくすこ

と。

3) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)を改正し、法的義務の対象施設に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学を入れること。

4) 行政から独立した第三者による異議申し立て機関を創設すること。

## **5 障害の早期発見・早期支援をインクルージョンを促進するものにする。**

1) 早期発見・早期支援はインクルージョンの方向性を持ち、就学前の保育や教育はインクルーシブな環境で行うこと。

2) 教育委員会は、就学相談において障害のある子どもが普通学級で学ぶことができるという情報を保護者に積極的に提供すること。

## **6 障害者権利条約や人権モデルの教育を行うこと。**

1) 現行の教員研修や教員養成課程の内容を見直し、障害のある子どもの保育、教育、福祉に関係するすべての者に、障害者権利条約や人権モデルに関する知識を習得させ、インクルーシブ教育を推進し実践できるよう教育を行うこと。

2) すべての子どもが、インクルーシブ教育に関する人権教育を受けること。

以上